

## 令和7年度 関東農政局入札等監視委員会 第3回定例会議 審議概要

(ホームページ掲載日:令和8年3月3日)

開催日及び場所		令和8年1月14日(水) 防災対策室1, 2			
委員		柘植 大樹(弁護士)、細田 康弘(公認会計士) 高山 展保(ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和 7年 7月1日～令和 7年 9月30日			
審議対象案件		契約数 98 件      うち、1者応札案件 7件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件			
抽出案件		抽出案件 4件      うち、1者応札案件 4件 (抽出率 4.1%)      (抽出率 57.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率 100%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		該当なし	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		該当なし	
	業	一般競争		1 件      うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1 件      うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		1 件      うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		1 件      うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約(その他)		該当なし	
	(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問に対する回答等	<p>① 令和7年度 国営施設機能保全総合対策事業 霞ヶ浦用水地区緊急防災等工事計画作成その他業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注が6月になったことが、1者応札につながったと考えられるとのことだが、来年度当初などに発注時期をずらせなかったのか。</li> <li>● 参加資格で「A」等級を受けている業者の数は多いのか。 また、業務内容で専門性が必要ということだが、受注できる業者の数はどれくらいか。</li> <li>● 数十社あっても、結果として1者応札となったのはなぜか。</li> <li>● 今後同様な案件があった場合、1者になってしまう可能性が高いのではないか。</li> <li>● 本件の落札率は89%とそれほど高くない。予定価格に目鼻がつけば、多くの件では95%とか98%まで上げてくる印象だが、その高い事案と、この事案では何が違うのか。</li> <li>● 業者は予定価格をどれくらいの精度で算出できるのか。</li> <li>● 予定価格の算出の精度が高くないようにした方が、入札金額に幅が出るのではないか。</li> <li>● NTTの通信回線のサービス停止は全国的なものということだが、他の水利施設でも同じような事業を行うのか。</li> <li>● ほかの事業も、この事業と同じように切羽詰まっている状況か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水管理施設で利用しているNTT専用回線サービスが令和10年度末に提供終了となるが、新たな通信回線への更新工事に約2年間要する。 よって、令和9年4月に工事を契約するためには、令和8年度中に、事業実施に必要な法手続や工事の公告を行う必要があるため、どうしても、令和7年度内に発注しなければならなかった。</li> <li>● 数十社ある。</li> <li>● 発注時期が6月だったことが大きいと考える。 同種業務の場合、通常、2月ぐらいに公告し、年度初めに契約できるよう準備している。</li> <li>● 今回のNTTによる専用回線サービス提供終了のアナウンスは、いわば不測の事態。通常、同種業務は、計画的に発注できるので、基本的には、今後、同様な案件は発生しないと考えている。</li> <li>● 発注形式で違いがある。参加表明者は、他にどこが手を挙げているか分からないので、総合評価落札方式の場合、受注する意思があれば、儲かる範囲、下げられる範囲で入札すると考えられ、80%台は通常と考える。</li> <li>● 現在は、市販の積算ソフトが優秀なことと、作業内容の歩掛も公表しているので、かなりの精度で算出することが可能。</li> <li>● 各社が、公表された歩掛等で積算し、利益を見極めながら経費を積算していくなど、必ずしも発注者の積算のとおりに行っているとは限らない。予定価格はこれを超えてはいけないという水準として設けているもので、契約から完成までの目安としての金額である。</li> <li>● 関東農政局管内において、国営事業で対応するのは本地区のみ。他の地区は、県営事業や団体営事業等で対応する。</li> <li>● 道路の信号やトンネルの電光掲示板等、農水省以外の施設にも使用されているということで、これから多数出てくると思われる。</li> </ul>

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同様の事業がほかにも行われており、そのために業者が足りないという状況であれば、それが1者入札の理由の一つではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その点については確認していないが、公告時期が6月になったのが一番大きいと考えている。</li> </ul>
<p>② 令和7年度 農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」改定検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手引きの改定を検討するだけ業務か。</li> <li>● ダウンロードし7者のうち、6者が専任技術者がおらず、提案があったのが1者だけとなっているが、この作業が行える業者の数が少ないのか。専門性があるからか。</li> <li>● 数多くあるが、見てもらえたのが7者。こういう業務はほかのところでも、たくさん行われているのか。</li> <li>● この手引きの改定は、作成された平成25年以来行われていないのか。</li> <li>● 評価項目のうち、「ワーク・ライフ・バランスの取得状況」が「0.5」となっているが</li> <li>● 手引きの改定という作業に、約3150万円かかっているが、その金額に見合う作業なのか。</li> <li>● 作業量が膨大なため、この金額は相当、ということか。</li> <li>● 見積で、3回見積書を提出している理由は。</li> <li>● 見積もりを3回行って、予定価格に達しない場合はどうするのか。4回目はないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検討して、実際に改定する内容も決めるが、改定自体は国で行う。</li> <li>● できる業者は多数ある。</li> <li>● 技術図書類に関してはいろいろなものがあるので、その改定業務も複数あると思われるが、同一年度に行われるかは、把握していない。</li> <li>● 改定されていない。</li> <li>● 満点が「0.5」である。「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」や、次世代育成型の法律等で認定を受けているなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業かどうかを評価している。</li> <li>● 手引きの改定に伴う作業については、標準歩掛がないため、見積によって歩掛を決めている。今回の改定項目の絞り出しを行った上で作業量を示し、見積徴取し歩掛を決定した。</li> <li>● 相当と考えている。</li> <li>● 旅費の算定で、農水省と受注者の基準や計算方法に若干のずれが生じており、ギリギリまですり合わせた結果と考えている。</li> <li>● 明確な規定はないが、一般的には3回まで行っている。ギリギリのラインを狙っていて、2回、3回で到達できる期待があれば行うが、明らかな開きがある場合は日を改めて再入札ということもある。</li> </ul>

意見・質問	回答等
<p>③ 令和7年度 実践技術研修（農業水利施設のストックマネジメントコース）運営業務討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● この業務は、毎年一般競争で行っているのか。</li> <li>● 今回の公益社団法人である受注者以外で落札したところはあるか。</li> <li>● 今回が、たまたま1者入札となったのか。昨年度の受注者は参加してこなかったのか。</li> <li>● ダウンロードした業者へのアンケート調査について、どこからも回答がなかったのはなぜか。</li> <li>● この業務はいつごろから行っているのか。一昨年以前もこの法人が受注しているのか。</li> <li>● 法人は昨年度の入札に参加していたか。</li> <li>● 昨年度、別の業者が受注したということだが、1度受注したら、次の年度も、というようなモチベーションに繋がると思うが、なぜ今年は参加しなかったのか。</li> <li>● 業者としては、採算が合わなかったということか。</li> <li>● 参加できる等級を広げてB、C、Dとした、とのことだが、Cの上のBは広げなくても自動的に参加できるものではないのか。</li> <li>● 研修の内容は毎年度更新が必要なのか。</li> <li>● 教材自体は発注者が持っているものを使うから、後は運営だけか。</li> <li>● 一度作ったマニュアルやノウハウがあると、コストを抑えられそうなので、新規参入はなかなか厳しいか、と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎年一般競争で行っている。</li> <li>● 昨年度は、別の業者が落札した。一昨年は今回の受注者が落札しているが、業務内容は、この法人しかできないものではない。</li> <li>● 参加してこなかった。入札説明書等のダウンロードもされなかった。</li> <li>● 今回ダウンロードを行った者のシステム登録されている職種を見ると、イベント会社のようなところが多かった。ダウンロードして業務内容を見て、想定していたものと違う、専門分野が違う、ということもあって協力してもらえなかったのではないかと考えている。</li> <li>● 確認できている範囲では、令和3、4、5年度に法人が受注し、6年度は別の者が受注している。</li> <li>● 参加していた。</li> <li>● 業者の考えはわからないが、昨年度業務を担当した職員からは、研修の運営等について大変苦労した、という話は聞いているので、それで参加しなかったのではないかと考えている。</li> <li>● 苦労したという話は聞いている。</li> <li>● 等級は予定価格の金額に応じて決まっており、その等級だけでは業務に対応できる業者が少ない場合や、1者応札の対応策というような理由で広げなければ、基本的には、予定価格に応じた等級の業者のみの参加となる。</li> <li>● 基準等の改正が毎年度あるので、職員が作成したテキストの過年度のものを更新すると、いう作業がある。</li> <li>● 運営のほか、研修講師用の動画の作成等が作業のメインになる。</li> </ul>

	意見・質問	回答等
	<p>④ 令和7年度 防災情報ネットワーク事業 システム改修業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● システム改修の業務であり、当該システムの開発を行った受注者以外の業者の参加はないと想定される中で、参加確認の公募を行う必要があるのか。</li> <li>● 他者が作ったプログラムを書き加えたり、書き直したりするのはかなり大変なので、開発業者でない業者の参入はないと思っていたが、実際にあるのか。</li> <li>● 事前確認公募を行う意義があるということか。</li> <li>● 開発した業者が有利であることは確かであり、価格交渉の場で業者の言いなりになってしまうか懸念される。そうならないよう手立てをしているのか。</li> <li>● 既存のシステム改修に新規参入しようという業者がいた場合、元の業者に比べてコストがかかると想定されるが、業者間の有利性、不利性について、入札時に考慮はされないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほかのシステム改修等の案件でも事前確認公募を行っているが、契約予定者以外の業者が参加してきて、一般競争に移行した事例もある。</li> <li>● 入札自体がこれからなので、結果は出ていないが、公募したところ、参加を希望する業者があった。</li> <li>● 「特命随契」といって、会計法や政令等で、特定の者しか要件を満たさない場合は随意契約ができることになっているが、「事前確認公募」は競争性を高める観点から見直しを行った中で出てきた方式であり、実際に他者が参加するケースも出てきている。</li> <li>● 調達段階で、PMO に対し、業者から提出された参考見積書を提出し、その歩掛が妥当かどうかという観点でチェックを受けているので、一般的なシステムの専門家から見ても妥当な金額と考えられる。 また、PMO だけでなく、土地改良技術事務所でも SE 経験者を採用し、対等に交渉できるよう人員配置を行っている。</li> <li>● 事前確認公募型で、複数者参加があって一般競争入札に移行した場合は「総合評価落札方式」を取ることが多い。この場合、価格だけではなく、業者が持つ技術的な面も評価した上で契約相手方を決定することになる。</li> </ul>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容なし。</p> <p>[これに対し部局長が講じた措置の内容]</p>		

事務局：関東農政局総務部総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。